

鳥獣保護管理に係る人材登録事業について

鳥獣保護管理に係る人材登録事業の概要

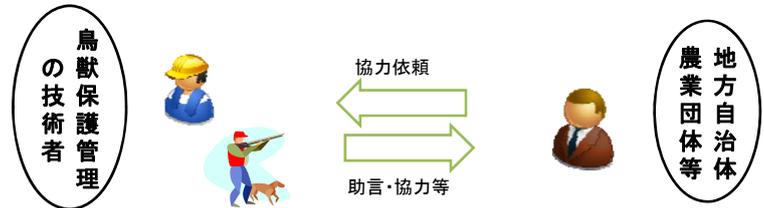
近年、特定の鳥獣の生息数増加や生息域拡大等により、鳥獣による生態系等への被害が深刻化しています。

このため、広域的、地域的それぞれの視点から関係者間の合意形成を図りながら、特定鳥獣保護管理計画など、科学的な知見に基づいた計画的な管理を推進する必要があります。

鳥獣保護管理に係る人材登録制度は、鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する仕組みです。

登録者に期待される役割

【計画する】 保護管理の計画の策定に助言する。	鳥獣保護管理プランナー
【現場で管理する】 鳥獣保護管理の現場において被害防除や鳥獣の捕獲に係る指導を行う	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター
【調べる】 計画的な保護管理を行うために必要なモニタリングや調査をする。	鳥獣保護管理 調査コーディネーター



登録の対象者

鳥獣保護管理を実施する個人や団体を登録の対象とします。

個人の登録者は、技術者の専門分野ごとに以下の3つに区分されています。

鳥獣保護管理プランナー：都道府県が策定する管理計画等の策定、策定の際の助言等を行う。

鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：管理計画等の実施の際、現場において適切な捕獲方法の指導、集落等への出没対策や鳥獣による被害防止対策等の助言、指導を行う。

鳥獣保護管理調査コーディネーター：都道府県の管理計画等に必要な生息状況等の調査を行いその取りまとめを行う。

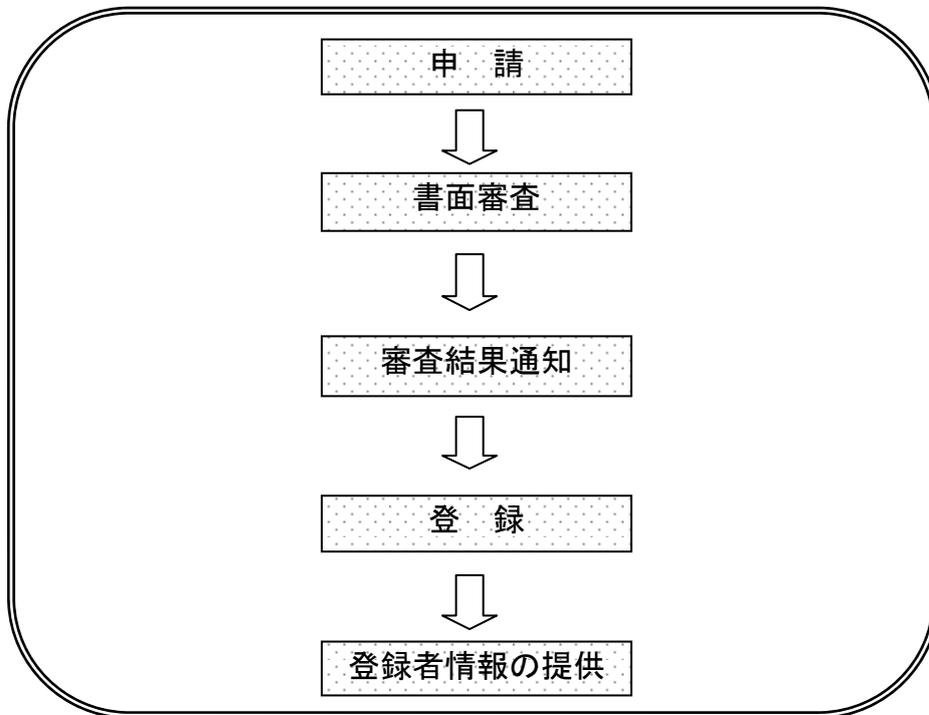
鳥獣保護管理プランナー又はコーディネーターとして登録されると、その登録者の活動実績等の情報は環境省自然環境局に備える登録簿に記載され、鳥獣保護管理に関する事業等を行おうとしている地方公共団体などの要請に応じて、その情報が提供されます。

登録者には、専門的な知識や経験に基づく助言を行うことが期待されます。

申請から登録までの流れ

登録申請を行うためには、これまでの鳥獣保護管理に係る実績等必要事項を記載した申請書が必要です。

この申請について、鳥獣保護管理に係る高い技術を有する者として所定の要件を満たした技術者は、環境省自然環境局に備える登録簿に登録され、「登録証」が交付されます。



(※)この制度は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって、公的な資格や権利が付与されるものではありません。また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。

鳥獣保護管理プランナーの役割



- ① 特定計画等の策定のための助言
- ② 計画に基づく、鳥獣保護管理の実施にかかる助言

鳥獣保護管理捕獲コーディネーターの役割



- ① 鳥獣捕獲等の指導技術指導
- ② 鳥獣による被害防止技術指導

鳥獣保護管理調査コーディネーターの役割



- ① 鳥獣捕獲等の生息状況調査
- ② 特定計画等に基づく管理の実施状況モニタリング

人材登録事業のフローチャート

申請者

運営事務局（環境省設置）

利用者

